

■ おきなわ環境ネット ■

沖縄環境ネットワーク通信 99号



2024年2月18日 沖縄大学
「沖縄・琉球弧の声を届ける会」主催シンポジウムの様子
(提供：花輪伸一世話人)

土地規制法を監視しよう 仲 松 正 人

辺野古新基地建設問題を巡る「住民の訴訟」について 浦 島 悦 子

米軍基地問題を女性の視点で
—— 米兵による性犯罪の「実態」調査をとおして 宮 城 晴 美

編集後記

土地規制法を監視しよう

仲松 正人（弁護士・土地規制法対策沖縄弁護士団）

土地規制法とは

「土地規制法」の正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という。「土地等の利用の状況の調査及び利用の規制」というが、実際には、国が国民を監視し、弾圧する法律である。何のために監視し弾圧するのか。それは戦争準備を行うためである。要するに、自衛隊や在日米軍の基地等が、有事の際に何らかの妨害行為を受けて十分な機能を発揮することができなくなる事態を避けるため、平時から、基地等の妨害行為を行う可能性があるとして政府が認定する人物を洗い出し、処罰することになるぞと威嚇して活動を規制し、あるいは基地等周辺から排除して、有事のための準備に邁進できるようにする、というものである。

これは私の穿った見方ではない。安保3文書の総論的文書である「国家安全保障戦略」がそれを明言している。曰く「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、……安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。……武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする。」と。

正当性の説明もできず、

近代法の体もなさない欠陥法

政府は、法案を国会に提出した際、自衛隊施設近隣土地を外国資本（ここでいう「外国」とは、欧米ではなく、中国と韓国である。当時は韓国との関係は悪化していた）が購入しているため周辺住民が安全保障上の懸念を抱いていると説明した。しかし、国会審議の中で地元からはそのような懸念は出ていないことが明らかにされた。さらには、これまで自衛隊基地周辺では、外国資本が土地を取得する例も含め、基地機能に不安を与えるような事例は生じていないことも明らかになった。こうして政府は、立法事実は存在しないことを認めざるを得なかった。

この法律は、区域指定の基準、調査の対象や方法、利用制限が加えられる行為（阻害行為）の内容や禁止方法など、法律の骨格を全て内閣総理大臣に委ねている。国民の権利制限を伴うことは国民の代表である国会で法律の形で決め、行政はその法にしたがって行われなければならないという「法治主義」に反している。また、ある行為が処罰対象となるために

は、国民が予めそれを知っておく必要がある。どのようなことをすれば罪となり、どれだけの罰を受けるのかということを決めて法律で明確にする必要がある、これを罪刑法定主義と呼び、近代刑罰法規の大原則である。しかし土地規制法は、何が機能阻害行為となるのかについて法律に明記していないため全くわからない。内閣総理大臣が決めた基本方針を読んでもわからない。罪刑法定主義に違反しているのである。このように、土地規制法は近代法の体をなしていない。

第一のターゲットは沖縄・南西諸島地域

今、日本が戦争状態になるとすれば、それは中国が台湾に軍事侵攻するという「台湾有事」が発生した場合に、米軍が介入し、それに自衛隊が協力するという事態である。

その場合、まず戦場となるのは沖縄である。米軍が介入すれば中国はそれを阻止しなければならない。中国が米軍を攻撃すれば、日本政府がその事態を「存立危機事態」と認定し、自衛隊は集団的自衛権を行使し、米軍と共に中国を攻撃する。あるいは中国は、まず最初にカデナ基地をはじめとする在沖米軍基地を攻撃する。それ自体、我が国国土に対する攻撃であって武力攻撃事態であり、自衛隊は中国を攻撃する。逆に中国は、与那国、石垣、宮古、沖縄、奄美の自衛隊のミサイル基地や補給施設、飛行場や港湾を攻撃する。

だから政府は、沖縄の米軍基地や自衛隊基地がいつ有事になろうとも十分に機能する態勢をとっておく必要がある。こうして土地規制法は、沖縄や南西諸島を第一のターゲットにしているのである。

もちろん、土地規制法で規制対象となる地域は日本全土に及んでいる。政府はこの間規制対象となる区域の指定を重ね、全国で合計583カ所が指定された。沖縄は、米軍専用基地が集中し、自衛隊基地も新設・増強されており、その殆どが区域指定されている。嘉手納町、北谷町、宜野湾市はほぼ全域が指定されている。宮古、石垣、与那国も自衛隊施設だけでなく国境離島という面からも広域が指定されている。南西地域が重要なターゲットであることは、特別注視区域の指定に如実に現れた。特別注視区域は特に重要な施設周辺を指定するもので、指定されれば一定面積以上の土地等の取引について事前届出が必要になる。防衛省本省（新宿区市ヶ谷）は、全国の自衛隊の中心司令部であり、情報機能や防空機

能も同時に備える唯一の施設であり、重要性でこれを超える施設は他にはない。しかるに、人口密集地であり不動産取引も多いという「経済的社会的観点」を口実に（実は公明党・創価学会に配慮して）、その周辺は特別注視区域ではなく注視区域に指定された。他方、南西方面の司令部がある熊本市の陸自健康軍駐屯地周辺は、同様に住宅密集地であり不動産取引も多いのに、注視区域ではなく特別注意区域に指定された。政府は、健康軍駐屯地は南西地域防衛のために重要であるからと述べている。

何が規制の対象となるのか

例えば、普天間やカデナで爆音を測定するのはどうなのか。飛行する航空機の種類や数、飛行ルートを確認するのはどうか。爆音訴訟の原告になるのはどうか。PFAS汚染の調査はどうか。基地の前での抗議行動はどうか。自衛隊ミサイル基地や訓練場建設反対の運動はどうか。辺野古新基地建設工事への抗議行動はどうか。この間私たちは何度も政府に問うてきた。しかし政府は「これらは機能阻害行為には該当しない」とは絶対に言わない。では何が機能阻害行為になるのかと聞いても答えがない。基本方針には「施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住」は機能阻害行為に該当するとは考えられない行為だとある。しかし「施設の敷地内を見ることが可能な住宅に居住」して「施設内を見ることが可能な住宅に居住」してはいないがその住宅を訪れて「施設内を見ることが可能な住宅に居住」してはならない。基地監視活動が機能阻害行為として規制対象となるのかどうかわからないのである。わからないということは、機能阻害行為だとして規制されるおそれがあるということである。そもそもどこに住もうがこちらの勝手だ。それなのに、そのような輩は基地内を見ることが可能な住宅には住むな、ということである。

誰を調査するのか

土地規制法は、区域内の土地等（土地や建物）の所有者や利用者、さらに「その他の関係者」を調査するとする。土地等の所有者や利用者は対象がほぼ明確である。では「その他の関係者」とは誰か。基本方針では、①土地等の利用者が法人である場合はその役員、②土地等の利用者との契約によりその土地等の工事を行っている請負事業者をあげる。この②は問題である。政府は、建築中の建物について、機能阻害行為に利用されるような構造になっていないかどうかを知りたがる。そうすると施主の意思に関わりなく、政府はその工事業者に建物の構造の報告をさせる。従わなければ処罰されるので、従わざるを得ない。業者としては建物には何ら問題はないと

思っている、問題があるかどうかを判断するのは政府である。危険だ！と言われるかもしれない。そうすれば建設を中止させられるかもしれない。こんな危険を冒してまで工事を請け負うであろうか。

そしてより問題であるのは「その他の関係者」は①②に限られないことである。基本方針は「土地等の利用者の家族や友人・知人については、土地等の利用者の家族や友人・知人であることのみを理由として」対象にはならないが、土地等の利用者とともに機能阻害行為を行っている場合は対象とする。しかし「土地等の利用者の家族や友人・知人」が共同して阻害行為をしているかどうかを判断するためには、その「家族や友人・知人」を調査しなければならない。すなわち、家族や友人・知人は「その他の関係者」として調査対象となるのである。家族や友人・知人は区域内に居住している必要はない。また、「家族」は一応範囲が確定できるかもしれないが、誰が「友人・知人」に該当するのは明確でなく、政府が判断することになる。こうして、区域内の居住の有無に関わらず、誰でも調査対象となるのである。例えば、辺野古に住んでいる人の知人であると政府が判断すれば、調査対象となる。

何を調査するのか

土地規制法や基本方針では、調査項目は、氏名・名称、住所、本籍、国籍、生年月日、連絡先、性別としている。しかし、これらの情報で、その人が機能阻害行為をしているかとおそれがあるか判断できるはずがない。機能阻害行為をするおそれがあるかどうかを判断するには、職業、活動歴、交友関係などの思想信条に関わる情報が必要である。基本方針には「思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない。」とある。それはそもそも思想信条等に係る情報は調査対象外ということかと問うたが、政府はそうであるとも、そうではないとも答えなかった。つまり、必要であれば調査するということである。こうして、土地規制法は、国民・市民の思想信条にわたることまで調査し、監視する。

萎縮せず土地規制法を監視しよう

土地規制法の監視や抑圧に対抗できる一番の力は、私たちの運動の正当性である。正当な運動が大きくなれば、政府も容易には介入できない。今後政府は自治体から各種の個人情報を提供させる。自治体から何が提供されたのかを知り、その問題性を明らかにし、必要な反撃をしていこう。私たちが土地規制法を監視し、動きを止めていこう。

辺野古新基地建設問題を巡る「住民の訴訟」について

浦島 悦子（へり基地いらない二見以北十区の会）

2月18日に沖縄大学で開催された「沖縄・琉球弧の声を届ける会」主催の「メディアはすべての人権のため隠された真実を暴け」連続講座第2回シンポジウム「辺野古新基地建設問題について」において、パネリストの1人としてお話しする機会をいただいた。真喜志好一さん（米軍の1960年代の計画から見る）、吉川秀樹さん（米国政府の見方と市民社会の取り組み）、徳田博人さん（辺野古訴訟と法治主義）がそれぞれの活動分野からお話しされ、私は地元住民として、この四半世紀余り反対運動に取り組んできた立場から話をした。辺野古新基地建設問題にさまざまな角度から焦点を当て、参加者（会場及びオンライン）に広い視野で考える材料を与える、バランス的にもとてもいいシンポジウムだったと思う。開催の準備をされた「届ける会」のご尽力に感謝したい。

私は、「海は命の恩人。基地に売ったら罰が当たる」という辺野古のおばあちの言葉をタイトルに使い、辺野古・大浦湾の自然や、その中で育まれてきた歴史や文化、それらを破壊する基地建設に対し地域住民が立ち上がった反対運動について話したが、慣れないパワーポイントに中身を詰め込み過ぎ、40分の持ち時間にうまく話すことができず冷や汗ものだった。

パワポ資料には入れたものの、シンポジウムでは時間がなく話せなかった辺野古新基地建設問題を巡る「住民の訴訟」について、この紙面をお借りして報告したい。

辺野古新基地建設を巡る住民の「抗告訴訟」

私たちは2019年以来、辺野古・大浦湾沿岸住民を原告とする3つの「住民の訴訟」に取り組んでいる。「住民訴訟」とは異なるため「の」を入れており、正確に言うと、住民による「抗告訴訟」である（抗告訴訟とは、行政庁の公権力行使に対して不服を申し立てる訴訟）。これらの訴訟は、へり基地反対協議会（1997年、辺野古新基地に反対するため名護市内の市民・労働団体等により結成された協議体。私の所属する「へり基地いらない二見以北十区の会」も構成団体の1つ）の運動の一環でもある。

何が何でも新基地建設を強行しようとする違法・不当極まりない国の行為に対し、沖縄県が提起した多くの訴訟は、三権分立を投げ捨て行政権力の番犬になり果てた司法によって、ことごとく敗訴しているが、「住民の訴訟」には沖縄県及び、県民の民意

を実現するために奮闘する知事を支える意味もある（「原告適格」としては、県行政よりも直接基地被害を受ける住民の方が有利だと言われている）。

①知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟

最初の提訴は2019年年明けだった。

2018年8月、故・翁長雄志前知事が命を削って仲井眞弘多前々知事による「埋立承認」を撤回（翁長氏の死後、その遺志を沖縄県が行使）し、いったん工事は止まった。そして、同年9月に行われた県知事選で、翁長知事の遺志を継ぐ玉城デニー現知事が過去最多得票で圧勝した。ところが国は、この圧倒的民意に耳を傾けるどころか、その「腹いせ」と言わんばかりの仕打ちに出た。新基地建設工事の事業者である沖縄防衛局が行政不服審査法を使って「撤回」の執行停止を国土交通大臣に申し立て、国交大臣が執行停止を決定。11月には工事再開、12月には辺野古側埋め立て予定海域への土砂投入が強行開始されたのだ！

私人（国民）の権利救済のための行政不服審査制度を使って国の機関（防衛局）が申し立て、同じ国の機関（国交省）が決定した「私人なりすまし」「自作自演」に対し全国の行政学者からもごうごうたる批判・非難の声が起こったが、国は歯牙にもかけず無視した。

2019年1月29日、辺野古・大浦湾沿岸住民16人（のち1人取り下げ）が原告となり「埋立承認撤回の執行停止」の執行停止を求めて那覇地裁に提訴。同年4月には国交大臣が埋立承認撤回を取り消す判決を行ったため、その「判決」の取り消しを求める訴訟（本訴訟）を提起した（4月19日）。

2020年3月19日、当時の平山馨裁判長により執行停止に関する決定が出された。原告15人中、辺野古・豊原に居住する4人について原告適格を認めた上で、「緊急の必要性」はないとして執行停止の申し立てを却下した。4月13日、「原告適格なし」とされた11人（大浦湾沿岸地域に居住）についての却下判決が言い渡されたが、同時に、原告適格を認めた4人について今後も審理を続行するという異例の展開となった。11人の却下は不当だが、一部ではあれ原告適格を認めたこと、また、裁判所が「今後予想される大浦湾の軟弱地盤改良工事について改めて環境影響評価を行うべき」という見解を示したことも画期的だった。

一貫して「門前払い」（原告適格なし）を主張する国に対し、本論である「国交大臣の判決の違法性」

を中心に審理するとしていた平山裁判長が、2021年4月の人事異動で交替。新任の福渡裕貴裁判長は2022年4月26日、前裁判長が認めた4人の原告適格を認めず却下した。原告・弁護団は判決を不服として5月6日、福岡高裁那覇支部に控訴。2回の公開弁論及び非公開の進行協議を経て今年1月16日に結審し、判決期日は「追って指定する」とした。焦点は4人の原告適格の有無で、原告勝訴の場合は地裁へ差し戻し（裁判のやり直し）となり、敗訴の場合は最高裁へ上告することができる。

②知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟

2021年11月25日、玉城デニー知事は、沖縄防衛局による大浦湾の軟弱地盤改良工事のための設計変更申請を不承認とした。2019年2月24日に行われた、辺野古埋め立ての是非を問う県民投票で示された民意（72%が反対）をバックに、地球上でも稀有の生物多様性を有する大浦湾への自然破壊度が大きすぎる、工事が技術的にも安全面からも不可能であることなど、公有水面埋立法の要件を満たしていないことが理由だった。

ところが国交大臣はまたしても、行政不服審査法という前回と同じ「手口」で取り消しの裁決を行った（2022年4月8日）。これに対して沖縄県は3件の訴訟を起こしたが、私たち地元住民も同年8月23日、知事の不承認を取り消した国交大臣の裁決は違法だとして、その裁決の取り消しを求める（＝不承認の効力を取り戻す）抗告訴訟を那覇地裁に提起した。

原告は20人（のちに2人取り下げ）。辺野古・大浦湾沿岸住民に加え、那覇市でダイビングショップを営み、大浦湾を主な営業フィールドの一つとしている1人が加わった。国の違法性を問う中身の審理に入るためには「原告適格」の関門を突破しなければならないが、一般的な住民よりも、そこで営業を行い、基地建設によって目に見える損失を被る人の方が原告適格を認められる可能性が高い。

この訴訟の裁判長に就任したのが、①の訴訟で不当判決を下した福渡裁判長だった。彼は、第3回口頭弁論（2023年3月23日）において前代未聞の訴訟指揮を行った。当日は私が原告意見陳述の予定だったが、これまでに前例のない陳述書の事前提出を要求され、提出した内容について、文言を書き換えなければ陳述を許可しないと来て来たのだ！

私は今回、主に生物多様性の観点から陳述書を作成。生物多様性条約を批准し、守るべき義務を持つ国が、国民の税金を使って基地建設を強行し、生物多様性の高い海を破壊しているのは「国家犯罪」であり、後世の人々から「断罪」されるだろうと書いた。4カ所あった「罪」という言葉が裁判長のお気に召さなかったらしい。弁護団と相談のうえ陳述を優先し、「犯罪」を「違法行為」、「断罪」を「責任

を問われる」と書き換えて陳述したが、あまりにも笑止千万だ。弁護団は法廷で厳しく抗議した。

第4回口頭弁論（2023年6月13日）では、検閲まがいの陳述書事前提出要求には応じないことにした。すると福渡裁判長は原告意見陳述を不許可としたため、原告弁護団はその対抗策として、準備書面のすべてを法廷で読み上げると通告（民事訴訟は口頭主義が原則だが、時間が限られていることから、実際は書面のやり取りや要旨陳述となっている）、第2準備書面を30分かけて読み上げた。第3準備書面は4時間以上かかると言われた裁判長の困惑顔が可笑しかった。弁護団の奮闘により、その後の進行協議を経て、第5回口頭弁論（10月19日）では従前の「事前提出不要」に戻すことができた。

第5回までに原告・被告（国）の主張も出そろったことから、その日の結審を予想していたところ、裁判長はなぜか、原告側に対し「原告適格」についてのさらなる主張を要求して、第6回期日（1月23日）を指定した。設計変更不承認を貫く沖縄県に対し、国が起こした代執行訴訟の高裁判決を見届けるためかと思われたが、高裁判決（12月20日、沖縄県敗訴・上告）後の第6回口頭弁論においても結審せず、これまでの提出書面に「釈明点がないか精査する」として、第7回期日を3月5日に指定した。

2月29日、最高裁は県の上告不受理の決定を下し、何らの審理もないまま沖縄県敗訴の高裁判決が確定した。3月5日、今度こそ結審するかと思いきや、裁判長は原告・被告双方に「原告適格」「（最高裁決定後の）訴えの利益」などについての釈明を求め、第8回期日が5月28日に指定された。ここまで審理を引き延ばした理由は不明だが、福渡裁判長は今年度で異動するため、今後の審理・判決は次の裁判長に引き継がれる。

③代執行の取り消しを求める住民の抗告訴訟

昨年12月20日の代執行訴訟高裁判決を楯に、国交大臣は御用納めの28日、代執行（県に替わって設計変更を承認）を行い、年明け1月10日、沖縄防衛局は大浦湾側工事を強行着工した。

これに対し私たち地元住民は2月22日（県民投票5周年を期した）、原告30人で「代執行の取り消しを求める住民の抗告訴訟」を那覇地裁に提起した。この訴訟の被告は国と県双方だ。代執行の性格上、「設計変更承認という行為は県に所属する」として国が逃げるのを避けるために、不本意ながら県も被告とした（沖縄県には事前に了解を得た）が、原告・弁護団内部では「県のかたき討ち」訴訟と呼んでいる。

公開の弁論が始まるのは4月以降と思われるが、これまでに取り組んできた①②の抗告訴訟の集大成と言うべき訴訟になるだろう。

米軍基地問題を女性の視点で

— 米兵による性犯罪の「実態」調査をとおして —

宮城 晴美（基地・軍隊を許さない行動する女たちの会）

国際ネットワーク会議発足

「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」（以下、「行動する会」）では、1996年から2021年までの沖縄における米兵による性暴力の「実態」について、可能な限り記録してきた。「実態」にあえて括弧を付しているのは、明確な数字ではないという意味である。つまり、多くの被害者が沈黙を強いられたり、訴えようがない、あるいは訴えても事件として扱われないケースもあり、後述する沖縄戦体験者の「たくさんあった」という表現のように正確な数がかめられないからだ。

その記録の必要性に迫られたのは、1995年9月に沖縄本島北部で発生した米兵3人による小学生レイプ事件がきっかけだった。その2ヵ月後に結成された「行動する会」では、米軍占領期から今日に至るまでの、米軍による沖縄の子ども・女性への人権侵害をアメリカ市民に訴えようと「アメリカ・ピースキャラバン」を企画し、翌年2月に渡米することになった。

しかしながら、占領下の米兵による性犯罪は、沖縄戦を聞き取りするなかで証言の一つの事例として記述されてはきたものの、性暴力被害についてのまとまった記録はなかった。そのため、書籍で紹介されてきた米軍の凶悪事件からの抜粋、証言、個人史記録、新聞記事などを参考に、事件の年月日、内容、処罰の方法、出典を明記し、時系列で並べた。そしてまとめたのが、「米兵による戦後沖縄の女性犯罪」と題したレイプ事件の年表だった。それを英訳して資料の一つに加え、13人の女性がサンフランシスコに向けて出発した。その後、ワシントン、ニューヨーク、ハワイへわたり、国連スタッフや国会議員、研究者、市民運動家、学生などと討論し、交流をはかった。

この訪米をきっかけに、翌97年、米軍の駐留する韓国・フィリピン・日本、そして軍隊を送るアメリカの女性たちが沖縄に集結し、国際的なネットワークが誕生した。その後、プエルトリコ、グアム、ハワイが加わり、「軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」会議を結成、「人間の安全保障」を柱に「脱軍事化」「脱植民地化」をめざした会議を続けている。

昨年、フィリピンのオロンガポで行われた会議で

10回目を迎えた。この間の具体的な内容については、来る4月20日の「沖縄・琉球弧の声を届ける会」で報告を行う。



昨年5月のネットワーク会議参加者（フィリピン）

米軍による性犯罪「実態」調査

アジア太平洋戦争末期の1945年3月末から4月にかけて、沖縄の島々に上陸した米軍は傷ついた住民を“保護”する一方で、女性たちを襲った。安全な場所を求めて移動中、收容所の中、野戦病院に入院中、食料さがし、洗濯中などなど、年齢、時間帯、場所関係なく女性たちがねらわれた。

とりわけ4月から6月にかけて、本島北部の東海岸に設営された收容所に大勢の住民が移動させられたことで、米兵の犯罪は宜野座村を中心に多発の傾向が見られた。さらに住民が居住地に戻りだしてからは、事件は本島南部に集中した。集落に侵入した米兵によって女性が大衆の面前で襲われ、助けようとする男性は射殺された。ときに、男性も米兵の性暴力の対象となった。その後、事件は米軍基地周辺の「歓楽街」や民家に拡大していった。

被害者の中には、幼い子どもも十数人いた。生後9ヵ月の乳児と1955年の被害者・由美子ちゃんは、生きていれば私と同年代である。米軍基地のある地域で起こった残忍な事件だった。また、ベトナム戦争下では、「ホステス」へのレイプ・殺人事件が相次いだ。

加害米兵は複数犯が圧倒的で、その数は被害者数をはるかに上回る。しかし、それも実数でないこと

は、改めて言うまでもないだろう。沖縄県警が公表するレイプ事件の検挙件数でさえ実相を伝えてないからだ。

このリサーチをスタートした1996年の初版に掲載できた事件は66件（69人）の被害者に止まった。当然のように、戦時・戦後を生きてきた人たちからは「氷山の一角にもならない。もっとたくさんあった」と酷評された。

その後、版を重ねていくなかで、沖縄県公文書館所蔵の琉球政府や琉球列島米国民政府（USCAR）の資料の入手ができ、また、敗戦直後からの県内の新聞を丹念に調べて事件を抽出し、第13版の発刊に至った。

被害女性を襲う国家・地域

こうした作業を通して、米兵の性暴力が、女性蔑視や性犯罪を助長する軍隊の構造的暴力に帰結することを導き出すと同時に、“家父長制の伝統”がいまだ根強い沖縄社会のなかで、被害女性の人権がいかに踏みにじられてきたか、改めて知らされることになった。多くの被害女性の心身の傷は、家族・親族間に封じ込められ、また集落の“恥”とされて、長年住み慣れた土地を出て行かざるを得なかった家族もいた。レイプが原因で死亡した嫁に対し、自殺してくれていたら補償の要求ができたと思いた舅。復員して妻の死の原因を知った夫は、老親、子どもを残して集落を去った。「由美子ちゃん事件」では、エイサー見学に行かせた母親を軽率だと批判した女性もいた。

さらに、沖縄の戦後史が人権獲得闘争に象徴された割には、女性の人権には触れられず、95年の小学生の事件を問題視した女性たちの運動によって、米軍基地がはじめて女性の人権の視点から問われることになった。それまではリベラルな運動家でさえ、米兵によるレイプ事件は基地問題とは切り離して考えるべき、つまり「女性の自己責任」と捉える見方も少なくはなかった。

かの有名な「島ぐるみ闘争」は「由美子ちゃん」事件の翌年、「コザ騒動」の直前には12歳の少女が襲われ、さらにその数ヵ月前には高校生が被害に遭っていた。少なくともこの二つの人権闘争に、性犯罪被害の「女性の人権」は含まれなかったと言わざるを得ないだろう。

また、「暴行」「乱暴」など、性被害をあいまいにしたメディアの表現を含め、問題はまだまだ多い。最も大きいのは日米地位協定である。裁判権放棄の密約もあって、ほとんどの加害者が罰せられない。現在でも、検挙されるのは3割程度といわれる。復帰後の警察の犯罪統計には、米軍事件の発生件数の記録はない。警察庁の方針で、米軍関係を刺激しない配慮によるものだという。

アメリカ政府に媚びへつらう日本政府の弱腰外交は、そのまま沖縄人へのしわ寄せとなっている。とりわけ性被害に遭った女性たちは、国家、地域社会、「門中」からの二次、三次被害の犠牲者といっても過言ではあるまい。

■会員の皆様へ：2024年度年次総会の開催について■

日頃より沖縄環境ネットワークへの活動にご支援・ご賛同いただき、心より感謝申し上げます。

下記の日程で、年次総会・シンポジウムを開催いたします。

日 時：2024年6月30日（日）

会 場：沖縄大学（那覇市国場555番地）

午前中 年次総会

午後 シンポジウム「沖縄環境ネットワーク通信100号を記念して」（仮）

※詳細については、次号でお知らせいたします。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催決定！ 【ハイブリット配信】

■特別シンポジウム■

「ジェンダーの視点から考える真の安全保障」
～ 脱軍事化と脱植民地化を目指して～

沖縄・琉球弧の声を届ける会
連続講座第3回

日 時：2024年4月20日（土）13：30～16：30（開場13：00～）
場 所：沖縄大学・同窓会館（沖縄県那覇市字国場555）
報 告 者：基地・軍隊を許さない行動する女たちの会

主 催：沖縄・琉球弧の声を届ける会
共 催：沖縄大学

会場参加は予約不要、資料代500円、参加費は無料。

オンライン：日本語のみ。事前予約が必要。

オンライン参加事前予約：申し込みは ⇒ <https://ryukyus.peatix.com/>

お問い合わせは ⇒ okinawaryukyuko@gmail.com

イベントに関する最新情報は、下記WEBサイトからご確認ください。

<https://ryukyukohp.jimdofree.com/>

*プロジェクト成功に向け、カンパのご協力をお願いいたします。

沖縄銀行 泡瀬支店（310）口座番号 1941039

オキナワリュウキュウコノコエヲトドケルカイ

■編集後記■

3月から始まったボランティアコーディネーターとして関わるオンライン市民講座のテーマは「植民地主義と軍事主義から気候変動を考える」です。2024年2月19日朝日新聞の報道では、ウクライナ戦争で温室効果ガスが1.2億トンも排出されたとのこと。この数字は、沖縄県が年間排出（2020年）する量の約10倍にあたります。「戦争は最大の環境破壊」であることを、地球沸騰化の時代にも改めて訴えていきたいと思いました。

（編集部・まつだかなこ）

◆沖縄環境ネットワーク世話人会◆（参加自由！）

日 時：お問合せ下さい

場 所：沖縄環境ネットワーク事務所

年会費：個人会員：3,000円 学生会員：1,500円

家族会員：3,000円 団体会員：10,000円

特別賛助会員：100,000円

郵便振込先：（口座番号）02010-9-20132

（加入者名）沖縄環境ネットワーク

沖縄環境ネットワーク通信・第99号

2024年3月31日発行

発行元：沖縄環境ネットワーク

〒904-2171 沖縄市高原3-14-2「ゆがふプラザ」内

PHS 070-5494-2502

FAX 098-989-6243

メール/info2009@oki-kan.net

ブログ/http://okikannet.ti-da.net

発行人：桜井 国俊 / 編集：まつだかなこ